

○山北町通話録音装置等の設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の執行にあたり行政サービスの質を確保し、又は職員に対する不当な圧力の排除を目的として設置する通話録音装置及び通話記録の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通話録音装置 本庁舎電話交換機に接続する外線電話の通話内容を自動的に録音する装置をいう。

(2) 通話記録 通話録音装置により記録した音声、通信日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置及び通話記録の管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作担当者(以下「管理責任者等」という。)を置く。

2 管理責任者等の職員及び事務内容は、次に定めるとおりとする。

(1) 管理責任者は、財産主管課長をもって充て、通話録音装置及び通話記録を管理し、管理上必要と認める者(以下「操作担当者」という。)以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(2) 操作担当者は、管理責任者が認めたものとし、管理責任者の指示のもと通話録音装置を操作するものとする。

(設置等の公表)

第4条 管理責任者は、町のホームページ等に掲載することにより、通話録音装置等を設置した旨及びその利用目的について公表しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者等は、山北町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第36号。以下「条例」という。)を遵守し、通話録音装置等の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

(1) 管理責任者等は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 管理責任者等は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の適正管理)

第6条 管理責任者は、通話が記録された通話録音装置については、適正に管理するものとする。

(1) 通話記録の保存期間は、原則として3か月とし、保存期間を経過したものの消去については、記録装置の上書き機能により行うものとする。

(2) 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 通話記録は、通話録音機器の設置目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の規定により行うときは、この限りでない。

(開示請求等)

第8条 所管課等の長は、自己情報に係る録音データの開示請求等があったときは、条例の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。